

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の承認の告示（平成31年1月31日付け国土交通省告示第110号及び第111号）があったので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、都市計画事業計画の変更について平成31年2月8日付けで次の通り公告します。

また、前段の告示にあわせて同法第72条第3項の規定による事業の承認後の収用又は使用の手続きが保留される旨及び手続きが保留される事業地の範囲の告示（平成31年1月31日付け国土交通省告示第110号）があったので、あわせて公告します。

1. 事業承認の内容

(1) 松山広域都市計画道路の事業変更の承認

【都市計画事業の種類及び名称】

松山広域都市計画道路

1・4・1 自動車専用松山外環状線

【施行者の名称、事務所の所在地】

変更なし

【事業地の所在】

（収用の部分）平成21年国土交通省告示第1232号、平成23年国土交通省告示第1325号及び平成29年国土交通省告示第801号の事業地のうち北井門二丁目地内において事業地を変更する。

（使用の部分）変更なし

【収用又は使用の手続きが保留される事業地】

愛媛県松山市南吉田町、高岡町及び北吉田町地内

(2) 松山広域都市計画道路の事業変更の承認

【都市計画事業の種類及び名称】

松山広域都市計画道路

3・2・3 来住余戸線

【施行者の名称、事務所の所在地】

変更なし

【事業地の所在】

（収用の部分）平成21年国土交通省告示第1233号及び平成29年国土交通省告示第802号の事業地のうち北井門二丁目地内において事業地を変更する。

（使用の部分）変更なし

2 都市計画法上の制限

変更なし

3 この事業に関する図書の縦覧場所及び問合せ窓口

(図書の縦覧場所) 松山市二番町四丁目7-2

松山市都市整備部道路建設課

電話(089)948-6570

(問い合わせ先) 松山市土居田町797番地2

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所調査第二課

電話(089)972-0034